

道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第八項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかるらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第八項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の三十二（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の一）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の一・六（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一）の税率）を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

8 第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 条約適用配当等に係る配当所得の金額は、その前年中の条約適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十

四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三十七条の二、第三十七条の三及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額（同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

七 地方税法附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第六項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第七项第一号中「除く。」の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額）とする。

八 前各号に定めるもののほか、地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他第六項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

九 第一項の規定のある場合（第六項の規定がある場合を除く。）における地方税法第三十七条の三の規定の適用については、同条中「又は同条第十五項」とあるのは、「若しくは租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地

方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施条例」という。）第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約実施条例第三条の二の二第一項の規定及び第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第三十二条第十五項」とする。

10 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三百一十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割（同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。次項、第十二項及び第十四項において同じ。）を課する。

11 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等の収入金額及び総収入金額とする。

二 地方税法第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項並びに第三百十四条の二第一

「頃第十号の二、第三項及び第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

五 地方税法第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項及び附則第五条第三項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七 地方税法附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第七項第二号中「除く。」の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同条第八項中「除く。」の額」と

あるいは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

12 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第十四項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十一条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第十四項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の六十八（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の二）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三・四（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の二）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

13 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同法第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

14 第十二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 条約適用配当等に係る配当所得の金額は、その前年中の条約適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租

税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律)以下「租税条約実施特例法」という。)第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百十三条第九項(「雑損失の金額に係る部分に限る。」)及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三百十四条の七、第三百十四条の八第一項及び附則第五条第三項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額(同条第十四項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七 地方税法附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第七項第二号中「除く。」の額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額)とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額(当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)と、同条第八項中「除く。」の額

とあるのは「除く。」の額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二「第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

八 前各号に定めるものほか、地方税法第三百七十七条の二の規定による申告に関する特例その他第十二項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

15 第一項の規定の適用がある場合（第十二項の規定の適用がある場合を除く。）における地方税法第三百四十四条の八第一項の規定の適用については、同項中「又は同条第十五項」とあるのは「若しくは租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年四月一日の属する年度分の第三百七十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に關する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定及び第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第三百十三条第十五項」と、「第三十七条の三」とあるのは「租税条約実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される第三十七条の三」とする。

16 前各項の規定のうち、道府県に關する規定は都について、市町村に關する規定

は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都」又は「都民税」と、「市町村」又は「市町村民税」とあるのはそれぞれ「特別区」又は「特別区民税」と読み替えるものとする。

17 第四項、第六項、第十項及び第十二項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

18 第一項から第四項まで、第六項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項及び第十五項の規定に關し必要な事項は、政令で定める。

(配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三条の二の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が前条第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における地方税法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第八項、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、同法第七百三条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が前条第十二項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における地方税法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第八項、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特

例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第七百三十二条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、同法第七百三十二条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等)

第四条 省 略

257 省 略

8 第一項、第三項及び第五項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税（道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）をも含めて規定されているときは、これらの規定の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率に一を加えた数で除したものとして政令で定める税率とする。

(配当等又は譲渡収益に係る住民税等の課税の特例)

第五条 省 略

254 省 略

(双方居住者の取扱い)

第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法（第十五条及び第十六条を除く。）、地方税法（当該租税条約の規定の適用を受ける住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）又は事業税に係る部分に限る。）及びこの法律の規定を適用する。

(租税条約に基づく認定)

第六条の二 相手国居住者等で、国内源泉所得（所得税法第一百六十一條に規定する国内源泉所得（同法第一百六十二条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法第一百三十八条に規定する国内源泉所得（同法第一百三十九条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）を有し、又は有することとなる相手国居住者等は、国税庁長の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）をいう。以下この条にお

(配当等又は譲渡収益に係る申告納税に係る所得税等の軽減等)

第四条 同 上

257 同 上

8 第一項、第三項及び第五項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税（道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下同じ。）をも含めて規定されているときは、これらの規定の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率に一を加えた数で除したものとして政令で定める税率とする。

(配当等又は譲渡収益に係る地方税の課税の特例)

第五条 同 上

254 同 上

(双方居住者の取扱い)

第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法（第十五条及び第十六条を除く。）、地方税法（当該租税条約の規定の適用を受ける住民税又は事業税に係る部分に限る。）及びこの法律の規定を適用する。

(相手国居住者等に係る租税条約に基づく認定)

第六条の二 所得税法第一百六十一條に規定する国内源泉所得（同法第一百六十二条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法第一百三十八条に規定する国内源泉所得（同法第一百三十九条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）を有し、又は有することとなる相手国居住者等は、国税庁長

いて同じ。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定であつて政令で定めるものの認定（以下この条において「租税条約に基づく認定」という。）を受けることができる。

官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定であつて政令で定めるものの認定を受けることができる。

2| 外国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（以下この項において「株主等所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該株主等所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

3| 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この項において「相手国団体所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該相手国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

4| 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この項において「第三国団体所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該第三国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

5| 居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）又は内国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この項において「特定所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該特定所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

6| 前各項の租税条約に基づく認定を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び住所、認定を受けることができるとする理由その他の財務省令由その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならない。

7| 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき租

2| 前項の認定を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び住所、認定を受けることができるとする理由その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならない。

3| 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第

税条約に基づく認定をしたとき又は当該租税条約に基づく認定をしないことを決定したときは、当該申請書を提出した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

8| 国税庁長官は、租税条約に基づく認定を受けた者について、第六項に規定する理由がなくなつたと認める場合その他の政令で定める場合には、その認定を取り消すこと

9| 消すことができる。  
国税庁の当該職員は、租税条約に基づく認定又は当該租税条約に基づく認定の取消しに關し必要な調査をすることができる。

10| 国税庁長官は、第八項の規定により租税条約に基づく認定を取り消した場合には、当該租税条約に基づく認定を取り消した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

11| 租税条約に基づく認定を受けた者は、当該租税条約に基づく認定に係る第六項の申請書又は添付書類の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その変更の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を国税庁長官に提出しなければならない。

12| 国税庁長官は、租税条約に基づく認定をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該租税条約に基づく認定を受けた者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたときは当該租税条約に基づく認定を取り消したときについても、同様とする。

#### (取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)

第七条 租税条約の相手国の法令に基づき、相手国居住者等と居住者、内国法人又は特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について当該特定信託の受託者である法人との間で行われた取引の対価の額と異なる金額を当該取引の対価の額として当該相手国居住者等に係る租税（当該租税条約の適用がある租税に限る。）の課税標準又は欠損金額が計算される場合において、当該課税標準又は欠損金額の計算の基礎となる当該取引の対価の額につき、財務大臣が当該相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたときは、当該居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該取引がその合意した金額で行われたとした場合に計算される当該居住者の各年分の所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）

一項の認定をしたとき又は当該認定をしないことを決定したときは、当該申請書を提出した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

4| 国税庁長官は、第一項の認定を受けた者について、第二項に規定する理由がなくなつたと認める場合その他の政令で定める場合には、その認定を取り消すことができる。

5| 国税庁の当該職員は、第一項の認定又は当該認定の取消しに關し必要な調査をすることができる。

6| 国税庁長官は、第四項の規定により第一項の認定を取り消した場合には、当該認定を取り消した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

7| 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る第二項の申請書又は添付書類の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その変更の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を国税庁長官に提出しなければならない。

8| 国税庁長官は、第一項の認定をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該認定を受けた者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたときは当該認定を取り消したときについても、同様とする。

#### (取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)

第七条 租税条約の相手国の法令に基づき、相手国居住者等と居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）、内国法人又は特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について当該特定信託の受託者である法人との間で行われた取引の対価の額と異なる金額を当該取引の対価の額として当該相手国居住者等に係る租税（当該租税条約の適用がある租税に限る。）の課税標準又は欠損金額が計算される場合において、当該課税標準又は欠損金額の計算の基礎となる当該取引の対価の額につき、財務大臣が当該相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたときは、当該居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該取引がその合意した金額で行われたとした場合に計算される当該居住者の各年分の所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）

による清算所得の金額を含む。)若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該特定信託の受託者である法人の当該特定信託の各計算期間の所得の金額を基礎として、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をすることができる。

2 前項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額若しくは連結所得の金額又は特定信託の受託者である法人の特定信託の同項の規定により減額される所得の金額のうちに相手国居住者等に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項、第八十一条の十三第二項及び第四項、第八十二条の五第三項及び第四項並びに第一百四十五条の五第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額又は連結所得等の金額に含まれるものとするほか、同法第二条第十八条号に規定する利益積立金額及び同条第十八条号の二に規定する連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

### 3 省略

#### (相手国から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の相手国から当該相手国の租税に関する調査（当該相手国の刑事事件の捜査その他当該相手国の租税に関する法令を執行する當局が行う犯則事件の調査を除く。）に必要な情報（以下この項において「必要情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要情報の提供を行つて、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされる場合における当該電磁的記録を含む。第十条の二及び第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

#### 一（三）省略

#### （相手国から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領

得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。）若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該特定信託の受託者である法人の当該特定信託の各計算期間の所得の金額を基礎として、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をすることができる。

2 前項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額若しくは連結所得の金額又は特定信託の受託者である法人の特定信託の同項の規定により減額される所得の金額のうちに相手国居住者等に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第二条第十八条号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同条第十八条号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第六十七条第二項及び第三項、第八十一条の十三第二項及び第三項、第八十二条の五第三項及び第四項並びに第一百四十五条の五第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額又は連結所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

### 3 同上

#### (相手国から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の相手国から当該相手国の租税に関する調査（当該相手国の刑事事件の捜査を除く。）に必要な情報（以下この項において「必要情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

#### 一（三）同上

### 2 省略

**第十条の二** 収税官吏は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の相手国から当該相手国の租税に関する当該相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に必要な情報（以下この条及び次条第一項において「必要犯則情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要犯則情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に対する質問、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の検査又はこれらの者が任意に提出した物の領置きをすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるためには、当該相手国が当該情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。

二 当該必要犯則情報の提供の要請に応ずることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該相手国において当該必要犯則情報を入手することが困難であると認められないとき。

（相手国から必要犯則情報の提供要請があつた場合の臨検、捜索又は差押え）

**第十条の三** 収税官吏は、前条の質問、検査又は領置きをすることができる場合で、かつ、必要犯則情報が租税条約の相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした当該相手国のある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押えをることができる。

前項の場合において急速を要するときは、収税官吏は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

3 収税官吏は、第一項又は前項の許可状（以下この条において「許可状」という。）を請求する場合においては、相手国の犯則事件が存在すると認められる資料及び第一項の書面を提出しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所の裁判官は、臨検

すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を収税官吏に交付しなければならない。この場合において、相手国の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

5 収税官吏は、許可状を他の収税官吏に交付して、臨検、捜索又は差押えをさせることができる。

(国税犯則取締法の準用)

第十条の四 第十条の二の質問、検査若しくは領置又は前条の臨検、捜索若しくは差押えについては、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定を準用する。

(租税特別措置法の一部改正)

第十三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第一章 同上
第二章 所得税法の特例	第二章 同上
第二節 不動産所得及び事業所得	第二節 同上
第一款 利子所得及び配当所得(第三条—第九条の七)	第一款 同上
第二款 準備金(第二十条—第二十一条)	第二款 同上
第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)	第三款 同上
第四款 農業所得の課税の特例(第二十五条)	第四款 同上
第五款 その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)	第五款 同上
第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)	第三節 同上
第四節 山林所得及び譲渡所得等	第四節 同上
第一款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)	第一款 同上
第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)	第二款 同上
第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)	第三款 同上
第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三十三条の六)	第四款 同上
第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条—第三十四条の三)	第五款 同上
第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)	第六款 同上
第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)	第七款 同上
第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二—第三十六条の六)	第七款の二 同上
第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の九の四)	第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の九の三)
第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一—第三十八条)	第九款 同上
第十款 その他の特例(第三十九条—第四十条の三)	第十款 同上
第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例	第四節の二 同上

目次

第一章 同上	第一章 同上
第二章 同上	第二章 同上
第二節 同上	第二節 同上
第一款 同上	第一款 同上
第二款 同上	第二款 同上
第三款 同上	第三款 同上
第四款 同上	第四款 同上
第五款 同上	第五款 同上
第六款 同上	第六款 同上
第七款 同上	第七款 同上
第七款の二 同上	第七款の二 同上
第八款 同上	第八款 同上
第九款 同上	第九款 同上
第十款 同上	第十款 同上
第四節の二 同上	第四節の二 同上

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四—第四十条の六）	第一款 同 上
第二款 居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第四十条の七—第四十条の九）	第二款 同 上
第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条—第四十二条の二）	第五節 同 上
第六節 その他の特例（第四十二条の三—第四十二条の三の二）	第六節 同 上
第三章 法人税法の特例	第三章 同 上
第一節 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四—第五十四条）	第一節 同 上
第二節 準備金等（第五十五条—第五十七条の十）	第二節 準備金等（第五十五条—第五十七条の九）
第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）	第三節 同 上
第三節の二 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）	第三節の二 同 上
第四節 協同組合の課税の特例（第六十一条）	第四節 同 上
第四節の二 農業生産法人の課税の特例（第六十二条・第六十三条）	第四節の二 同 上
第四節の三 交際費等の課税の特例（第六十二条の四）	第四節の三 同 上
第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）	第五節 同 上
第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条）	第五節の二 同 上
第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例	第六節 同 上
第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条—第六十五条の二）	第一款 同 上
第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三—第六十五条の五）	第二款 同 上
第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）	第三款 同 上
第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七—第六十六条の二）	第四款 同 上
第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）	第七節 同 上
第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例（第六十六条の四）	第七節の二 同 上
第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）	第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（第六十六条の五）
第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例（第六十六条の六—第六十六条の九）	第七節の四 同 上
第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条）	第一款 同 上

第一款 同 上	第一款 同 上
第七節 同 上	第七節 同 上
第七節の二 同 上	第七節の二 同 上
第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（第六十六条の五）	第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（第六十六条の五）
第一款 同 上	第一款 同 上

第二款 内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二）（第六十六条の五）	第二款 同 上
第八節 その他の特例（第六十六条の十一第六十八条の七）	第八節 同 上
第九節 削除	第九節 同 上
第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九—第六十八条の四十二）	第十節 同 上
第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三—第六十八条の五十九）	第十一節 同 上
第十二節 削除	第十二節 同 上
第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一・第六十八条の六十二）	第十三節 同 上
第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）	第十四節 同 上
第十五節 連結法人である農業生産法人の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）	第十五節 同 上
第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）	第十六節 同 上
第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）	第十七節 同 上
第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十八・第六十八条の六十九）	第十八節 同 上
第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例	第十九節 同 上
第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十一第六十八条の七十九）	第一款 同 上
第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四—第六十八条の七十六）	第二款 同 上
第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）	第三款 同 上
第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八—第六十八条の八十五の三）	第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八—第六十八条の八十五の二）
第二十節 削除	第二十節 同 上
第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十七）	第二十一節 同 上
第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例（第六十八条の八十八）	第二十二節 同 上
第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）	第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（第六十八条の八十九）
第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例	第二十四節 同 上

第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（第六十八条の八十九）	第二十三節 同 上
第二十節 同 上	第二十節 同 上
第二十一節 同 上	第二十一節 同 上
第二十二節 同 上	第二十二節 同 上
第二十三節 同 上	第二十三節 同 上
第二十四節 同 上	第二十四節 同 上

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十一第六十八条の九十三）

第二款 連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の二—第六十八条の九十三の五）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四—第六十八条の九百十一）

同上

第四章 相続税法の特例（第六十九条—第七十条の十二）

第四章の二 地価税法の特例（第七十一条—第七十二条の十七）

第五章 登録免許税法の特例（第七十二条—第八十四条の五）

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例（第八十五条—第八十六条の六）

第二節 酒税法の特例（第八十七条—第八十七条の七）

第三節 指定酒税法の特例（第八十八条—第八十八条の四）

第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条—第九十条の七）

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八—第九十条の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十一—第九十条の十二）

第四節 印紙税法の特例（第九十一条—第九十二条）

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条—第九十六条）

第八章 雜則（第九十七条）

附則

第一款 同上

第二款 同上

第二十五節 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 同上

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第四節 同上

第七章 同上

第八章 同上

附則

（用語の意義）

第二条 省略

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一九 省略

十 被事後設立法人 法人税法第二条第十二条の六の二に規定する被事後設立法人をいう。

十一 株式交換完全子法人 法人税法第二条第十二条の六の三に規定する株式交換完全子法人をいう。

十二 株式移転完全子法人 法人税法第二条第十二条の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。

（用語の意義）

第二条 同上

2 同上

一九 同上

十 被事後設立法人 法人税法第二条第十二条の七に規定する被事後設立法人をいう。

十一 株式交換完全子法人 法人税法第二条第十二条の六の二に規定する被事後設立法人をいう。

十二 株式移転完全子法人 法人税法第二条第十二条の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。

十の四	省 略
十の五	省 略
十の六	省 略
十の七	省 略
十一～十九の二	省 略
二十	省 略
二十一	省 略
二十二～二十九	省 略
三十	省 略

(振替国債の利子の課税の特例)

第五条の二 非居住者又は外国法人で次に掲げる要件を満たすものが、特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第五号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関若しくは特定口座管理機関（以下この条において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。）又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている同法第八十八条に規定する振替国債（同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下この条において「振替国債」という。）につきその利子（第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（その者が当該振替国債を引き続き所有している期間（当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

一・二 省 略

十の二	同 上
十の三	同 上
十の四	同 上
十の五	同 上
十一～十九の二	同 上
二十	資本積立金額 法人税法第二条第十七条第十七号に規定する資本積立金額をいう。
二十一	連結資本積立金額 法人税法第二条第十七条第十七号の二に規定する連結資本積立金額をいう。
二十二～二十九	個別資本積立金額をいう。
三十	同 上

(振替国債の利子の課税の特例)

第五条の二 非居住者又は外国法人で次に掲げる要件を満たすものが、特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関若しくは特定口座管理機関（以下この条において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。）又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている同法第八十八条に規定する振替国債（同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下この条において「振替国債」という。）につきその利子（第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（その者が当該振替国債を引き続き所有している期間（当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

一・二 同 上

## (民間国外債等の利子の課税の特例)

**第六条** 内国法人は、平成十年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に発行された民間国外債（内国法人が国外において発行した債券で、その利子の支払が国外において行われるもの）をいう。第十一項において同じ。）のうち同項に規定する指定民間国外債以外のもの（以下この条において「一般民間国外債」という。）につき支払を受けるべき利子（第三条の三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

**2** 平成十年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に発行した一般民間国外債につき、居住者又は内国法人に対しその利子（第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

## 3 省略

**4** 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に発行された一般民間国外債の利子の支払を受ける場合において、その支払を受けるべき利子につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、その支払を受ける際、その利子の支払をする者（当該利子の支払が支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この項、第七項及び第十項において「支払の取扱者」という。）を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者及び利子の支払をする者）を経由してその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納稅地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納稅地）の所轄税務署長に提出したときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

## 5・6 省略

**7** 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成二十年三月三十日まで

## (民間国外債等の利子の課税の特例)

**第六条** 内国法人は、平成十年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に発行された民間国外債（内国法人が国外において発行した債券で、その利子の支払が国外において行われるもの）をいう。第十一項において同じ。）のうち同項に規定する指定民間国外債以外のもの（以下この条において「一般民間国外債」という。）につき支払を受けるべき利子（第三条の三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

**2** 平成十年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に発行した一般民間国外債につき、居住者又は内国法人に対しその利子（第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

## 3 同上

**4** 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に発行された一般民間国外債の利子の支払を受ける場合において、その支払を受けるべき利子につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、その支払を受ける際、その利子の支払をする者（当該利子の支払が支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この項、第七項及び第十項において「支払の取扱者」という。）を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者及び利子の支払をする者）を経由してその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納稅地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納稅地）の所轄税務署長に提出したときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さない。ただし、当該利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

## 5・6 同上

**7** 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日から平成十八年三月三十日まで